

内容

- 1P 特別定額給付金
- 2～4P 市民向け生活支援一覧
- 5～8P 事業者向け支援一覧

特別定額給付金

申請受け付けが始まります

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人に、簡単な仕組みで迅速・的確に家計への支援を行うための事業です。

〇市特別定額給付金コールセンター
0120-082-417 (フリーダイヤル)
 土・日曜日、祝・休日を除く
 8時半～17時15分まで

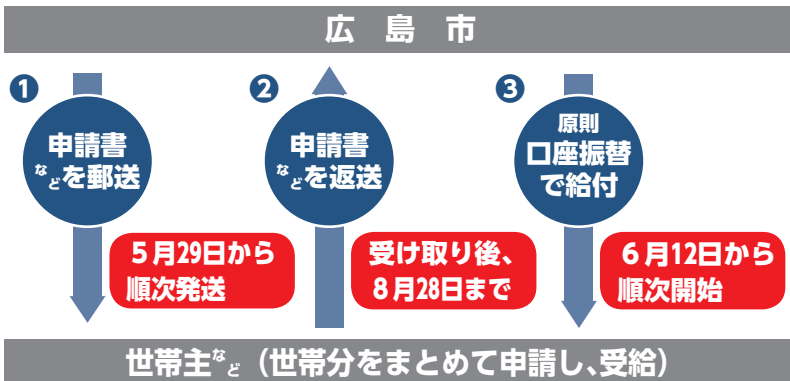
市HP ■ ページ番号でさがす 153755



【給付額】 給付対象者 1 人につき 10万円

【申請期限】 令和 2 年 8 月 28 日(金)

給付までのおおまかな流れ(郵送申請の場合)



※オンライン申請分については、5月25日から順次給付を行います。手続きについては右をご覧ください

【給付対象者】 基準日(令和2年4月27日)において、広島市の住民基本台帳に記録されている人

【申請・受給者】 給付対象者の属する世帯の世帯主

【給付方法】 原則として、申請者(世帯主)名義の銀行口座への振り込み

【手続き】

● 郵送申請方式

① 5月29日(金)に広島市から申請書を郵送します。

② 申請書に必要事項を記入し、「給付金受取口座の確認書類」と「申請者本人確認書類」を同封し、8月28日(金)(消印有効)までに返信用封筒で返送してください。

● オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)

マイナポータル(マイナンバーに関する情報の閲覧や電子申請を行えるポータルサイト)から給付金受取口座を入力し、その口座の確認書類をアップロード(8月28日(金)24時まで)してください。マイナンバーカードによる電子署名で本人確認します。

※オンライン申請の詳細は総務省のホームページで(右二次元コード)

※感染拡大防止の観点から「郵送」か「オンライン」による申請にご理解とご協力をお願いします



【例】3人世帯の場合、世帯主が申請し、3人分の給付金30万円を受け取ります



特別定額給付金Q&A

Q 4月27日に広島市に住民登録があり、4月28日以降に市内で引っ越しましたが、新しい住所に申請書が届きますか？

A 4月27日の住民登録の住所に申請書を郵送します。お近くの郵便局に転送サービスの届け(転居届)を出してください。

Q 4月28日以降に広島市に転入しましたが、広島市で申請できますか？

A 4月27日に住民登録のあった市町村で給付しますので、転居前に居住していた市町村にお問い合わせください。

Q 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象になりますか？

A 収入による条件はありません。給付対象となります。

Q 世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらいいですか？

A 本人による申請が困難な人は、代理人による申請も可能です。代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などが必要です。

Q 申請してから、どのくらいで給付されますか？

A 申請書を提出いただいた後、申請内容の審査確認を経て、各金融機関への口座振り込みの処理を行うことから、申請受付後、半月から1カ月程度で支給することとなります。

オンライン申請の注意点^{など}

【必要なもの】

● **マイナンバーカード**…世帯主のマイナンバーカード(署名用電子証明書を搭載しているもの)

● **パソコン+ICカードリーダーかマイナンバー読み取り対応のスマートフォン**…マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号(英数字6～16桁)が必要

● **マイナポータルAPのインストール**…「マイナポータルAP」(無料)をAppStore もしくは GooglePlayよりインストール

● **給付金受取口座確認書類**…金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、ネットバンキングの画面の写し

ご注意ください

・マイナンバーカードに関して、署名用電子証明書が搭載されていない、有効期限が切れている、5回以上パスワードを間違えロックしてしまった場合は、区市民課窓口での手続きが必要となりますが、特別定額給付金の申請については、窓口混雑緩和のため郵送申請方式をご利用ください

・新規でマイナンバーカードの交付申請を行う場合、申請からマイナンバーカードをお渡しするまで2カ月以上かかりますので、郵送申請方式のご利用をお勧めします

【問い合わせ先】

● **マイナンバー総合フリーダイヤル(総務省)**

☎0120-950-178(9時半～18時半(年末年始を除く))

マイナポータルの操作(サービス制度・手続きの内容を除く)に関するお問い合わせに電話で対応するヘルプデスクです。

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している人の申し出の手続き

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している人で、事情により基準日(令和2年4月27日)以前に広島市に住民票を移すことができない人は、申し出の手続きを行うことで、次の取り扱いが適用されます。

①世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、

給付金を受け取ることができます。

②手続きを行った人とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主(配偶者^{など})からの申請があっても支給しません。

※特別定額給付金の申請手続きは、申し出の手続きとは別に行う必要があります ※申し出についての詳細は、市ホームページで

市HP ■ ページ番号でさがす 153755

